

2019.11.22

三協国際特許事務所

意匠商標部

ミャンマー商標法の施行について

ミャンマーでは、特許法、意匠法、著作権法とともに商標法が2019年1月に成立しましたが、現在のところまだ施行されていません。この度、商標法が2020年1月から施行されるとの情報がありました。

現時点で得た情報を以下にお知らせ致します。

- 商標法は、2020年1月に施行される（施行日は未定）。
- 商標法では、商標登録制度が採用され、他国と同様に商標出願が可能である。
施行日までに所有権宣言登録をしている商標の出願に、優遇措置が与えられる（後述）。
- 商標出願では、一出願多区分制が採用される。
- 商標出願は、先願主義が採用される。
- 所有権宣言登録との関係について
 - 2020年1月の施行日から6ヶ月間は、施行日までに所有権宣言登録をしている商標のみが優先的に出願することができる（当所注：この期間を「soft opening 期間」と称します）。
 - 所有権宣言登録をしていない商標は、soft opening 期間に出願しても登録されない。soft opening 期間の経過後に出願した商標のみが登録される。
 - soft opening 期間内に出願の出願日はすべて同一とされる。公式のアナウンスはまだだが、その出願日はミャンマー知的財産庁（MDIP）のオープンの日とされ、おそらく2020年4月26日である。
 - 出願商標および商品役務は、所有権宣言登録をした商標および商品役務と同一であることが必要である。
- soft opening 期間の商標出願では、警告通知（cautionary notice）の公告日または最初の使用日に基づく優先的権利を主張することができる。すなわち、以下の3種類の出願が可能である。
 - ① 警告通知に基づく優先的権利を主張する出願
 - ② 最初の使用日を示す使用証拠（インボイス等）に基づく優先的権利を主張する出願
 - ③ 優先的権利を主張しない出願（所有権宣言登録はしているが、警告通知も使用していない商標が該当）
- soft opening 期間の商標出願に必要な書類
 - 領事認証を受けた委任状（所有権宣言登録で既に発行済みの場合は援用可能）
 - 所有権宣言登録の写

- 警告通知の写、使用証拠の写
- 商標出願の費用について、オフィシャルフィーについてはまだ公式のアナウンスがない。代理人費用について、280~380 米国ドルと知らせてきた事務所がある一方、未定の事務所も多いと思われる。

所有権宣言登録をした商標について商標出願することを希望される場合は、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。案件ごとに、必要に応じて現地代理人へも問い合わせの上、最適な出願の方法を検討し、ご提案させていただきます。

ご不明の点がございましたらご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上

(情報元：ROUSE, U Kyi Win Associates, Spruson & Ferguson, Tilleke & Gibbins 等)